第6号様式別表5の5記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、地方税法(以下「法」といいます。)第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事)に1通を提出してください。
- (3) 法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業、同項第 3 号に掲げる事業及び同項第 4 号に掲げる事業のうち 2 以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号(13 桁)を記載します。	田心子久
2	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○	
第1号	印で囲んでください。	
法第 72 条の2第1項 第3号 第4号		
に掲げる事業人	収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。	
3 各欄共通	以下同じです。) とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課	
	税事業分を含めないで記載します。	
	この場合、区分計算の内訳を示した明細書(任意の書式)を添付してくだ	
4 「十4 任 H W . T v » 「立		(1) 即冷明如妻に進いた
4 「支払賃借料」及び「受 取賃借料」の各欄	貸借している土地又は家屋(家屋とは、住宅、店舗、工場、倉庫その他の 建物をいいます。また、土地又は家屋には、これらと一体となって効用を果	(1) 別途明細書に準じた 書類を作成している場
以具作作。27合侧	たす構築物及び附属設備を含みます。) ごとに、各欄に記載します。	合には、「計①」及び
	たり情染が及び門病は胴で百ºたより。) ことに、石欄に叫戦しより。	「計②」の欄に金額を
		記入のうえ、各欄の記 載に代えて当該書類を
		別紙として明細書に添
		付することとして差し
		支えありません。 (2) 契約において複数の
		土地又は家屋について
		賃借している場合に
		は、契約ごとに、各欄
		に記載して差し支えあ りません。
5 「土地の用途又は家屋の	(1) 土地についてはその用途(例えば、「宅地」、「駐車場」など)を記載	7 & 2700
用途若しくは名称」	します。	
	(2) 家屋についてはその用途(例えば、「事務所」、「店舗」など)を記載	
	し、当該家屋について名称(ビル名等)があるときは () 書きで当該名	
	称を併記します。	
6 「契約期間」	契約書等における契約期間を記載します。なお、この契約が更新されてい	
- File I Lite of Histor	る場合は、更新した期間も含めて記載します。	
7 「期中の支払賃借料」	法第72条の17第1項又は令和2年旧法第72条の17第1項に規定する支	(1) 一の土地又は家屋に 係る期中の支払賃借料
	払賃借料(当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権 等の権利でその存続期間が1月以上であるものの対価として支払うもので、	が 100 万円未満のもの
	法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額(棚卸資産等	については、一括記載
	に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業	して差し支えありませ ん。
	年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入さ	(2) 消費税及び地方消費
	れるべきもの))を記載します。	税に相当する金額は含
0. 「押中の立氏任件」以	沙牌 10 及 n 1 1 牌 1 再 1) 上 人 和 n 牙 l 以 M 2 n 及 n 1 2 牌 1 不 1 2 四 中 1 2 2 至	めないで記載します。
8 「期中の受取賃借料」	法第72条の17第1項又は令和2年旧法第72条の17第1項に規定する受 取賃借料(当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権	(1) 一の土地又は家屋に 係る期中の受取賃借料
	取賃借料(当該事業年度において土地又は家産の賃借権、地上権、水小作権 等の権利でその存続期間が1月以上であるものの対価として支払を受けるも	が 100 万円未満のもの
	ので、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入される金額)を記	については、一括記載
	載します。	して差し支えありませ ん。
		(2) 消費税及び地方消費
		税に相当する金額は含
0 「休士北任州心の司券	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場	めないで記載します。
9 「純支払賃借料の計算 ③」	①の懶の金額から②の懶の金額を控除した金額(自該金額か苓を下回る場 合には、法第 72 条の 19 の規定の適用を受ける法人(特定内国法人)又は事	
(a)	業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあっては負数、	
	その他の法人にあっては零)を記載します。	

欄	記載のしかた	留意事項
10 「備考」	(1) 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」において記載した土地又は家屋の一部を貸借している場合には、その部分(例えば、「ビルの1~3階部分」など)が分かるように記載します。 (2) 契約ごとに記載したもの又は一括記載したものがある場合には、当該内容又は代表的な用途及び箇所(例えば、「業務用駐車場10ヶ所」など)を記載します。 (3) 期中の支払賃借料又は受取賃借料に含まれない次に掲げるようなものがあり、補足説明が必要な場合には、その内容及び金額を記載します。(イ)土地又は家屋に係る権利金その他の一時金(ウ)土地又は家屋の賃借権等に係る役務の提供の対価として明確かつ合理的に区分されているもの	